

様式第二号 (平21内府令5・全改、令元内府令2・一部改正)

【関連情報】

I 前連結会計年度(自 年 月 日 至 年 月 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 円)

				合計
外部顧客への売上高	xxx	xxx	xxx	xxx

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 円)

日本					合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(2) 有形固定資産

(単位: 円)

日本					合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
.....	xxx	

II 当連結会計年度(自 年 月 日 至 年 月 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 円)

				合計
外部顧客への売上高	xxx	xxx	xxx	xxx

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 円)

日本					合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(2) 有形固定資産

(単位： 円)

日本					合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位： 円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
.....	×××	

(記載上の注意)

- 連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
- 「1. 製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類似性に基づいて区分した顧客への売上高（セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。）のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。
- 「2. 地域ごとの情報」には、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
 - 外部顧客への売上高を本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第1号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。）又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であつて、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）及び当該区分の基準
 - 有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によつて本邦又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であつて、連結貸借対照表の有形固定資産の金額の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）
- 「2. 地域ごとの情報」には、3. に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。

5. 3. にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90%を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える場合には、その旨を記載することにより 3. (1)又は(2)に掲げる事項の記載を省略することができる。
6. 「3. 主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高（同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）であつて、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならない。
7. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。